

第3章 計画の基本的な考え方



1. 計画の基本理念

本市では、狭山市総合計画で定めた将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現を目指して総合的なまちづくりを進めており、重点テーマのひとつとして「若い世代を増やす～人口減少を克服するまちづくり～」を掲げ、認可保育所の整備や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援など、子育てしやすい環境の整備に取り組んできました。

このような中、国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針などを定める「こども大綱」が策定されました。「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が掲げられています。

本計画では、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」実現に向けて「こどもの最善の利益」や「こどもの幸せな状態（＝笑顔）」を地域全体でつくり、未来を担う全てのこどもが、地域住民の一人として、自分らしく生き生きと活躍することができる魅力ある狭山市を目指し、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

みんなでつくる こどもの笑顔かがやくまち さやま



2. 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、次の基本方針のもとに総合的な施策に取り組みます。

基本方針Ⅰ 全ての子育て家庭を支える環境づくり



- ・就学前の教育・保育の提供体制を充実し、質の向上を図ります。
- ・地域の子ども・子育て支援事業に必要な量を十分に見込み提供体制を確保します。
- ・必要とする全ての家庭が利用でき、こどもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を推進します。

基本方針Ⅱ こどもの最善の利益が優先される社会づくり



- ・こどもの人権を尊重し、意見が自由に表明できる機会を確保します。
- ・こどもが安心して過ごすことができ、多様な活動に接することができる場の充実を図ります。
- ・親と子の疾病予防と健康の増進を図ります。
- ・こどもの貧困対策を推進し、配慮を要するこどもを支援します。
- ・児童虐待防止対策と社会的養育を推進します。
- ・こどもが安全に暮らせる社会づくりを推進します。
- ・こどもまんなか社会の気運を醸成します。

基本方針Ⅲ こどもの健やかな育ちと自立に向けた切れ目のない支援



- ・結婚や出産の希望をかなえるための支援をします。
- ・地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進します。
- ・こどもの健全育成と生きる力を育む教育を推進します。
- ・こどもや若者が自ら未来を切り開くための支援をします。
- ・働き方改革を推進し、男性の家事・子育てへの参画を促進します。

3. 重点的な取組

基本理念の実現に向けて、基本方針に位置付けた施策を展開するにあたり、本市の現況や国の動向などを踏まえ、計画期間において特に重点的に取り組む具体的な施策を以下のとおり定めます。

重点的な取組	こどもまんなか社会の気運醸成
取組内容	こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重しつつ、社会全体がこどもの最善の利益について考える意識啓発を行います。
具体的な施策	Ⅱ－７－（１）①・②

重点的な取組	待機児童対策（保育所など・学童保育室）
取組内容	・就学前人口が減少する見込みであるなか、３号認定子どもの提供体制の確保は、既設保育施設内での定員調整、１号認定子どもを対象とした教育施設の空き教室の活用、保育コンシェルジュによる提供体制に余剰のある保育施設へのマッチングなどにより対応します。 ・学童保育室は、学校の余裕教室の活用や学校敷地内への学童保育室の設置、民間学童保育室の誘致を行うとともに、毎年の入室申込状況などを鑑み、増員する学童保育室や年度を調整します。
具体的な施策	Ⅱ－４－（１）エ①、Ⅲ－５－（１）①・②

重点的な取組	基幹型保育所の機能の充実
取組内容	市内４つの教育・保育の提供区域に基幹となる公立保育所を順次配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。
具体的な施策	Ⅲ－２－（１）①

重点的な取組	利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）の推進
取組内容	身近な場所で子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関と連携し妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施します。
具体的な施策	Ⅱ－３－（１）①、Ⅱ－５－（１）①、Ⅲ－２－（１）④、Ⅲ－２－（２）①

重点的な取組	こどもの居場所づくりの支援
取組内容	こどもが安全に安心して過ごせる居場所を提供するとともに、多様な体験や活動ができるよう支援します。
具体的な施策	Ⅱ－２－（１）①～⑫

重点的な取組	ヤングケアラーへの支援、児童虐待防止の推進
取組内容	ヤングケアラーに対する認知度を高め、実態の把握に努めるとともに、関係機関と連携し包括的に支援します。また、要保護児童対策協議会の体制を更に強化し、児童虐待の防止を推進します。
具体的な施策	Ⅱ－４－（４）①～⑥、Ⅱ－５－（１）①～⑧

4. 計画の体系

